平成２３年（フ）第６７２号
高知県高岡郡日高村沖名338番地２
債務者　澁谷眞佐臣
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７０２号
高知市旭駅前町54番地２　アスターハウス203
債務者　中村　亜弥
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７００号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地15棟203号
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９３号
愛知県蒲郡市三谷町東２丁目208番地　キングスコートⅡＢ棟801号
債務者　平尾登志子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３８３号
愛知県豊橋市西岩田６丁目４番地７　101
債務者　干場美佐子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３０９号
釧路市鶴野東３丁目７番11号
債務者　鈴木　雅志
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３５６号
釧路市住之江町８番2304号
債務者　保坂　明徳
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８４５号
栃木県那須烏山市大金184番地、住民票上の住所栃木県那須烏山市大金191番地５
債務者　大森　智紀
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５５号
栃木県宇都宮市御幸本町4872番地98　ドリーム御幸205号室、前住所栃木県宇都宮市下栗町753番地10　ハイツマロン203号室
債務者　山下留理子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５８号
栃木県宇都宮市西一の沢町１―13、住民票の住所栃木県宇都宮市本町６番６号
債務者　荒嶋　　博
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６４号
栃木県宇都宮市中岡本町2763―７　ハイツサンロイヤルＡ棟101号、住民票上の住所茨城県神栖市日川4066番地
債務者　郷間　勝美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６６号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1135番地１セントラルＨＡＧＡ202、前住所栃木県芳賀郡茂木町大字烏生田349番地
債務者　関戸　里子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４３号
山形県新庄市千門町15番21号
破産者　小林　伸二
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第３４８号
東京都練馬区大泉学園町４丁目20番10号
破産者　長谷部智明
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
新潟県上越市春日山町３丁目５番26号　光コーポ103号、申立時の住所新潟県柏崎市高柳町岡野町578番地２
破産者　矢代　伸行
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係